

第十五号

介護保険法施行条例の制定について

介護保険法施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介護保険法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第二条 法第四十二条第一項第二号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第四十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この条において「省令」という。）第四十三条において準用する省令第三十九条第二項、省令第五十八条において準用する省令第五十三条の第二二項、省令第九十九条において準用する省令第四十条の三十二において準用する省令第三百三十九条の第二二項及び省令第二百六条において準用する省令第二百四十四条の第二二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

（基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第三条 法第五十四条第一項第二号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数、基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに基準該当介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十条から第十三条までに定めるもののほか、法第五十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下この条において「省令」という。）第四十五条において準用する省令第三十七条第二項、省令第六十一条にお

て準用する省令第五十四条第二項、省令第百十五條において準用する省令第百六條第二項、省令第百八十五條において準用する省令第百四十一條第二項及び省令第百八十八條において準用する省令第百七十五條第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者の基準)

第四条 法第七十條第二項第一号(法第七十條の二第四項(法第百十五條の十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の条例で定める者については、法第七十條第三項(法第七十條の二第四項(法第百十五條の十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第五条 法第七十四條第一項の規定により条例で定める指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第七十四條第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下この条において「省令」という。))第三十九條第二項、第五十三條の二第二項、第七十三條の二第二項、第八十二條の二第二項、第九十條の二第二項、第百四條の二第二項、第百五條の十八第二項、第百十八條の二第二項及び第百三十九條の二第二項(省令第百四十條の十三及び本文の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。))附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第一條の規定による改正前の省令第百四十條の二十五において準用する場合を含む。)、省令第百五十四條の二第二項(省令第百五十五條の十二において準用する場合を含む。))並びに省令第百九十一條の三第二項、第百九十二條の十一第二項、第百四條の二第二項及び第百二十五條第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定介護老人福祉施設の入所定員)

第六条 法第八十六條第一項(法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。))の条例で定める数は、三十人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第七条 法第八十八條第一項の規定により条例で定める指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準については、第十一条から第十三条までに定めるもののほか、法第八十八條第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下この条及び附則第二項において「省令」という。))第三條第一項第一号イ中「二人」とあるのは「二人以上四人以下」と、省令第三十七條第二項(省令第四十九條及び本文の規定によりその例によることとされる平成二十三年改正省令附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十三年改正省令第二條の規定による改正前の省令第六十一條において準用する場合を含む。))中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準)

第八条 法第九十七条第一項の規定により条例で定める介護老人保健施設の施設、同条第二項の規定により条例で定める介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数並びに同条第三項の規定により条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準については、第十一条及び第十三条に定めるもののほか、法第九十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下この条において「省令」という。)第三十八条第二項(省令第五十条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の基準)

第九条 法第一百五十五条の二第二項第一号の条例で定める者については、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第十条 法第一百五十五条の四第一項の規定により条例で定める指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、次条から第十三条までに定めるもののほか、法第一百五十五条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下この条において「省令」という。)第三十七条第二項、第五十四条第二項、第七十三条第二項、第八十三条第二項、第九十二条第二項、第一百六条第二項、第二百二十二条第二項及び第四百四十一条第二項(省令第五百九十九条において準用する場合を含む。)、省令第九十四条第二項(省令第二百十条において準用する場合を含む。)並びに省令第二百四十四条第二項、第二百六十一条第二項、第二百七十五条第二項及び第二百八十八条第二項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(非常災害対策に係る基準)

第十一条 次に掲げる事業者又は施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際には、それぞれの事業所又は施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を従業者及び利用者又は入所者の見やすい場所に分かりやすく掲示するよう努めなければならない。

- 一 指定通所介護事業者及び基準該当通所介護事業者
- 二 指定通所リハビリテーション事業者
- 三 指定短期入所生活介護事業者及び基準該当短期入所生活介護事業者
- 四 指定短期入所療養介護事業者
- 五 指定特定施設入居者生活介護事業者

- 六 指定介護予防通所介護事業者及び基準該当介護予防通所介護事業者
- 七 指定介護予防通所リハビリテーション事業者
- 八 指定介護予防短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者
- 九 指定介護予防短期入所療養介護事業者
- 十 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- 十一 指定介護老人福祉施設
- 十二 介護老人保健施設
- 2 前項第三号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事業者又は施設は、非常災害時における事業所又は施設の運営に必要となる三日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めなければならない。
- 3 第一項各号に掲げる事業者又は施設は、それぞれの事業所又は施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。
 - い。(歯と口腔の健康づくりに係る基準)
- 第十二条 前条第一項第三号、第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事業者又は施設は、笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）第二条第一号に規定する歯と口腔の健康づくり（以下この条において「歯と口腔の健康づくり」という。）に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者又は入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。
 - (地域との交流に係る基準)
- 第十三条 第十一条第一項第三号から第五号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事業者又は施設は、事業所又は施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該事業所又は施設の一部を使用することができる。
 - (公益を代表する委員の定数)
- 第十四条 法第百八十五条第一項第三号に規定する徳島県介護保険審査会（以下「保険審査会」という。）の公益を代表する委員の定数は、二十四人以内とする。
 - (関係人等に対する報酬)
- 第十五条 法第百九十四条第二項に規定する保険審査会に出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対する報酬については、用務の内容その他を考慮して知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条ただし書、第三条ただし書、第五条ただし書、第七条ただし書(省令第三条第一項第一号イに係る部分を除く。)、第八条ただし書及び第十条ただし書の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に整備した記録については、適用しない。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

3 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定(以下この項において「経過規定」という。)によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第一百十条第一項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設サービスに従事する従業者の員数並びに同条第二項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準については、次項に定めるもののほか、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる経過規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第十号)第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下この項において「省令」という。)第三十六條第二項(省令第五十条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

4 第十一条及び第十三条の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。

(指定介護療養型医療施設に係る経過措置)

5 附則第三項ただし書の規定は、施行日前に整備した記録については、適用しない。

(徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例の廃止)

6 徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例(平成十一年徳島県条例第二十二号)は、廃止する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。